

防衛省訓令第44号

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第75条の1
0第1項並びに第75条の13において準用する同法第
69条の2第2項及び第3項、自衛隊法施行令（昭和2
9年政令第179号）第102条の13において準用す
る同令第102条並びに自衛隊法施行規則（昭和29年
総理府令第40号）第6条第4項、第21条第1項た
だし書、第23条第3項、第27条の2第2項、第36条
、第50条、第56条並びに第99条の規定に基づき、
並びに同法を実施するため、予備自衛官補の任免、服
務、服装等に関する訓令を次のように定める。

平成28年5月18日

防衛大臣 中谷 元

予備自衛官補の任免、服務、服装等に関する訓令

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 任免等

第1節 採用等（第3条－第6条）

第 2 節 試験又は選考（第 7 条－第 1 2 条）

第 3 節 教育訓練等（第 1 3 条・第 1 4 条）

第 4 節 服務の宣誓等（第 1 5 条－第 1 7 条）

第 3 章 服務、服装、敬礼等（第 1 8 条－第 2 7 条）

第 4 章 届出（第 2 8 条）

第 5 章 雑則（第 2 9 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、予備自衛官補の任免、服務、服装、諸届出の要領等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 自衛隊法をいう。
- (2) 令 自衛隊法施行令をいう。
- (3) 規則 自衛隊法施行規則をいう。

(4) 予備自衛官補（一般） 予備自衛官補（技能） 以外の予備自衛官補をいう。

(5) 予備自衛官補（技能） 規則第21条第1項ただし書の規定により選考により採用する予備自衛官補をいう。

(6) 教育訓練部隊等 予備自衛官補の教育訓練を担当する部隊等をいう。

(7) 担当地方協力本部長 予備自衛官補が居住する市区町村の区域を担当区域とする自衛隊地方協力本部の地方協力本部長をいう。

第2章 任免等

第1節 採用等

（採用の原則）

第3条 予備自衛官補（一般）は、陸上自衛官の階級を指定される予備自衛官となるべき教育訓練を受ける者として採用するものとする。

2 予備自衛官補（技能）は、陸上自衛官又は海上自衛官の階級を指定される予備自衛官となるべき教育訓練

を受ける者として採用するものとする。

（採用の方法）

第4条 予備自衛官補（一般）の採用は、予備自衛官補採用試験に合格した者の中から行う。

2 陸上自衛隊の予備自衛官補（技能）の採用にあっては陸上幕僚長が、海上自衛隊の予備自衛官補（技能）の採用にあっては海上幕僚長がそれぞれ定めるところにより選考により行う。

（応募資格）

第5条 予備自衛官補に応募することができる者は、日本の国籍を有する者（現に常勤の隊員、法第44条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員、予備自衛官又は即応予備自衛官である者及び自衛官であった者で自衛官としての勤務期間が1年以上である者（自衛官候補生から引き続き自衛官となった者にあつては、当該自衛官候補生としての勤務期間と当該自衛官としての勤務期間とを通算した期間が1年以上であるもの）を除く。）で、採用予定日において次の各

号に掲げる区分に応じて当該各号に定める年齢の者とする。

(1) 予備自衛官補（一般）にあつては、18歳以上34歳未満

(2) 予備自衛官補（技能）にあつては、次に掲げる特殊又は高度の技術及び知識を有する者の区分に応じてそれぞれ次に定める年齢の者

ア 医師又は歯科医師であつて、医師又は歯科医師としての経験年数が12年以上の者 36歳以上55歳未満

イ 1級海技士（航海）の資格についての免許を有する船員であつて、船員としての経験年数が12年以上の者 35歳以上55歳未満

ウ 看護師、救急救命士又は自動車整備士である者 18歳以上53歳未満

エ アからウまでに準ずる者として陸上幕僚長及び海上幕僚長がそれぞれ定める者 18歳以上55歳未満の範囲内において陸上幕僚長及び海上幕僚

長がそれぞれ定める年齢

(志願手続)

第6条 予備自衛官補を志願する者（次節において「志願者」という。）は、別記様式第1による予備自衛官補志願票を担当地方協力本部長に提出するものとする。

第2節 試験又は選考

(採用試験又は選考の方法)

第7条 予備自衛官補（一般）の採用試験の方法は、筆記試験、身体検査、口述試験及び適性検査とする。

2 予備自衛官補（技能）の選考の方法は、小論文試験、身体検査、口述試験及び適性検査とする。

(筆記試験)

第8条 筆記試験は、志願者が予備自衛官補（一般）として必要な学力を有しているか否かを判定するため行い、当該筆記試験の科目及び程度については、2等陸士を採用するための筆記試験の科目及び程度に準じて陸上幕僚長が定めるものとする。

(小論文試験)

第 9 条 小論文試験は、志願者が予備自衛官補（技能）

として必要な素養を有しているか否かを判定するため
に行う。

（身体検査）

第 10 条 身体検査は、志願者が予備自衛官補として必

要な身体的条件を具備しているか否かを判定するため
、自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令（昭
和 29 年防衛庁訓令第 14 号）に定めるところにより
行う。

（口述試験及び適性検査）

第 11 条 口述試験及び適性検査は、志願者が予備自衛

官補として必要な適性を有しているか否かを判定する
ために行う。

（採用試験及び選考の実施）

第 12 条 予備自衛官補（一般）の採用試験は、陸上幕

僚長の定める者が行うものとする。

2 陸上自衛隊の予備自衛官補（技能）の選考にあって

は陸上幕僚長の定める者が、海上自衛隊の予備自衛官

補（技能）の選考にあっては海上幕僚長の定める者がそれぞれ行うものとする。

第 3 節 教育訓練等

（教育訓練）

第 1 3 条 陸上自衛隊の予備自衛官補の教育訓練の実施に関して必要な事項は、陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和 3 8 年陸上自衛隊訓令第 1 0 号）に定めるところによる。

2 海上自衛隊の予備自衛官補の教育訓練の実施に関して必要な事項は、海上自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和 4 2 年海上自衛隊訓令第 4 号）に定めるところによる。

（教育訓練修了期限及びその延長）

第 1 4 条 法第 7 5 条の 1 0 第 1 項に規定する防衛大臣の定める期限は、予備自衛官補（一般）にあっては採用の日から起算して 3 年に達する日とし、予備自衛官補（技能）にあっては採用の日から起算して 2 年に達する日とする。

2 法第75条の10第1項ただし書に規定する委任を受けた者は、担当地方協力本部長とする。

3 法第75条の10第1項ただし書に規定する1年以内に修了する見込みがあると認める予備自衛官補は、予備自衛官補（一般）であって、次のいずれにも該当すると見込まれる者とする。

(1) 心身の故障その他の事由により教育訓練招集命令が取消又は変更されたため、第1項に規定する教育訓練修了期限において、教育訓練招集に必ずべき残日数が10日以下であるもの

(2) その者の教育訓練の修得状況等から、延長後の期間内に教育訓練の修了が十分に可能であると判断されるもの

4 第1項の規定による教育訓練修了期限において教育訓練を修了することができないと見込まれる予備自衛官補（一般）が、前項各号のいずれにも該当する場合であって、次項の規定による教育訓練修了期限の延長を申請したときは、当該期限を1年間（当該予備自衛

官補（一般）が当該延長された期限内に規則第33条第1項に規定する年齢に達する場合にあっては、当該年齢に達する日の前日までの期間）延長するものとする。

5 教育訓練修了期限の延長を希望する予備自衛官補（一般）は、別記様式第2による教育訓練修了期限延長申請書を教育訓練修了期限の2月前までに担当地方協力本部長に提出するものとする。ただし、教育訓練招集により出頭した予備自衛官補（一般）は、教育訓練修了期限延長申請書を教育訓練部隊等の長に提出することができる。

6 前項の教育訓練修了期限延長申請書を受理した教育訓練部隊等の長は、当該教育訓練修了期限延長申請書を担当地方協力本部長に速やかに送付しなければならない。

7 第5項の規定による教育訓練修了期限の延長の申請に係る担当地方協力本部長の承認又は不承認については、当該予備自衛官補（一般）に対し、別記様式第3

による決定書を交付することにより通知するものとする。

第4節 服務の宣誓等

（服務の宣誓）

第15条 予備自衛官補の服務の宣誓は、規則第41条の3に規定する宣誓書に署名押印して担当地方協力本部長に送付することにより行うものとする。

（退職）

第16条 予備自衛官補の退職の手続に関しては、自衛官の例による。

（免職）

第17条 予備自衛官補が次のいずれかに該当し、予備自衛官補として引き続き任用しておくことが適当でないと認められる場合には、これを免職することができる。

- (1) 勤務成績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- (3) 前 2 号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠くとき。
- (4) 定員の改廃又は予算の減少により過員を生じたとき。
- (5) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (6) 予備自衛官補たるにふさわしくない行為のあったとき。
- (7) 現に常勤の隊員、法第 44 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員又は予備自衛官となったとき。
- (8) その他法及びこれに基づく命令に違反したとき。

第 3 章 服 務、服 装、敬 礼 等

(服 務)

第 18 条 教育訓練招集中の予備自衛官補の服務は、この章に定めるもののほか、自衛官の例による。

(居 住 場 所)

第 19 条 教育訓練招集中の予備自衛官補は、教育訓練部隊等の長の指定する営舎その他の施設内に居住しな

なければならない。

（勤務時間）

第 20 条 教育訓練招集中の予備自衛官補の勤務時間は、教育訓練部隊等の日課によるものとし、日曜日及び土曜日にあっても平日どおりの日課とするほか、自衛官の勤務時間に準ずる。

（外出）

第 21 条 教育訓練招集中の陸上自衛隊の予備自衛官補の外出にあつては陸上幕僚長が、教育訓練招集中の海上自衛隊の予備自衛官補の外出にあつては海上幕僚長がそれぞれ定めるところによるほか、営舎内に居住する自衛官の例による。

（休暇）

第 22 条 教育訓練招集中の予備自衛官補（以下この項において「予備自衛官補」という。）には、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める期間の休暇を与えるものとする。

(1) 予備自衛官補が負傷又は疾病のため療養する必要

があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

(2) 予備自衛官補が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(3) 予備自衛官補が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(4) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により指定の日時及び場所に出頭することが著しく困難であると認められる場合その他教育訓練部隊等の長が特に必要と認める場合 必要と認められる期間

2 前項の休暇については、教育訓練部隊等の長の承認を受けなければならない。

(教育訓練招集中の成績評定)

第23条 教育訓練部隊等の長は、陸上自衛隊の予備自

衛官補にあつては陸上幕僚長が、海上自衛隊の予備自衛官補にあつては海上幕僚長がそれぞれ定めるところにより、教育訓練招集中の予備自衛官補の勤務成績を評定するものとする。

（服装）

第 2 4 条 予備自衛官補は、法第 7 5 条の 1 3 において準用する法第 6 9 条の 2 第 2 項及び第 3 項の規定に基づき制服を着用する場合には、自衛官服装規則（昭和 3 2 年防衛庁訓令第 4 号）に定めるところに準じて各種の服装をするものとする。

（防衛大臣の定める行事）

第 2 5 条 法第 7 5 条の 1 3 において準用する法第 6 9 条の 2 第 3 項第 2 号に規定する防衛大臣の定める行事は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 冠婚葬祭の行事
- (2) その他防衛大臣が特に指定する行事

（敬礼）

第 2 6 条 法第 7 5 条の 1 3 において準用する法第 6 9

条の２第２項及び第３項の規定に基づき制服を着用した予備自衛官補は、自衛隊の礼式に関する訓令（昭和３９年防衛庁訓令第１４号）に定めるところにより敬礼を行うものとする。

（防衛功労章の着用）

第２７条 表彰等に関する訓令（昭和３０年防衛庁訓令第４９号）第３０条及び自衛官服装規則第１７条の規定は、予備自衛官補の防衛功労章の着用について準用する。

第４章 届出

（届出）

第２８条 法第７５条の１３において準用する法第７４条及び令第１０２条の１３において準用する令第９８条から第１０１条までの規定による届出その他の届出は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる様式による届出を、届出事由の発生後、担当地方協力本部長に対し令第１０２条の１３において準用する令第１０２条に規定する方法により速やかに行う

ものとする。ただし、担当地方協力本部長以外の地方協力本部長に対し行うことを妨げない。

住所変更届	別記様式第 4
長期休養（心身障害）届	別記様式第 5
招集連絡人指定（変更）届	別記様式第 6
招集連絡人指定同意書	別記様式第 7
死亡（所在不明）届	別記様式第 8
欠格事由該当届	別記様式第 9
長期旅行届	別記様式第 1 0
改氏名届	別記様式第 1 1

- 2 前項の届出を受領した担当地方協力本部長以外の地方協力本部長は、その都度速やかに当該届出を担当地方協力本部長に送付するものとする。

第 5 章 雑則

（委任規定）

第 2 9 条 この訓令の実施に関し必要な事項は、陸上自衛隊の予備自衛官補にあつては陸上幕僚長が、海上自衛隊の予備自衛官補にあつては海上幕僚長がそれぞれ

定める。ただし、募集に関するものは、陸上幕僚長が海上幕僚長と協議の上、定めるものとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成28年5月18日から施行する。
- 2 予備自衛官補の任免、服務、服装等に関する訓令（平成13年陸上自衛隊訓令第47号）は、廃止する。
- 3 この訓令の施行の日から平成28年12月31日までの間に海上自衛隊の予備自衛官補（技能）を志願する者（以下この項において「志願者」という。）は、第6条の規定にかかわらず、別記様式第1による予備自衛官補志願票を当該志願者が居住する市区町村を警備区域とする地方総監に提出するものとする。
- 4 この訓令の施行の日から平成28年12月31日までの間に陸上自衛隊の予備自衛官補を志願する者が、附則第2項の規定による廃止前の予備自衛官補の任免、服務、服装等に関する訓令別記様式第1による予備自衛官補志願票を提出した場合は、この訓令別記様式第1による予備自衛官補志願票を提出したものとみな

す。



別記様式第1（第6条関係）

予備自衛官補 志願票

予補

ふりがな 氏名			写真 (1) 次のような写真を、その裏面に氏名及び募集種目を記入し、裏がれないように貼ってください。 ・申込前6か月以内撮影 ・脱帽、上半身、正面向き ・縦4cm、横3cm程度 ・本人と確認できるもの (2) 写真を貼っていない場合、又は不鮮明その他受験写真として適当でない場合は受理しません。 (3) 受験票と同一の写真を添付してください。	地方協力本部	
				受験番号	
生年月日	昭和 年 月 日 平成 年 月 日 (募集要項で示す期日現在) 満 歳		平成 年 月 撮影	年 月 日	
職業				指定試験場	
志願区分	一般・技能(陸上・海上) いずれかを○で囲む	特 技 資 格 免 許			
技術区分等	予備自衛官補(技能)のみ記入				
	技術区分				
	資格等の種類 資格取得年月日 資格番号等				
現住所	郵便番号 〒 - ふりがな 住所 マンション、アパート名 まで記入 電話番号 (携帯可) () - メールアドレス (連絡希望者) ()				
家族等連絡先	ふりがな 氏名 郵便番号 〒 - ふりがな 住所 電話番号 (携帯可) () - 統 柄				
応募資格に該当する学歴	予備自衛官補(技能)で技術区分「語学」を志願する者のみ記入 学校名 部科名 所在地(市町村名まで記入) 在学期間等(右欄は○で囲む。) 年 月～ 年 月 卒業・卒業見込				
職歴 古い順に、 自家営業及び自衛隊歴 を含め記入	予備自衛官補(技能)で技術区分「衛生甲」、「法務」、「語学」又は「船舶甲」、「船舶乙」を志願する者のみ記入				
	勤務先(部課まで)		職務内容	所在地(市町村名まで記入)	在職期間
					年 月～ 年 月
					年 月～ 年 月
					年 月～ 年 月
					年 月～ 年 月
自衛官経験者記入欄					
採用 年 月 所 属		退 職 年 月 最終所属 階 級 認識番号			
私は、予備自衛官補(一般・技能)採用試験を受験したいので、申し込みます。 私は、日本国籍を有しており、自衛隊法第38条第1項各号のいずれにも該当していません。 また、この志願票の記載事項は事実と相違ありません。 平成 年 月 日 氏名(自筆)					

注：記入上の注意

- 青又は黒インク（ボールペン可）で本人が楷書ではっきりと記入してください。
- 右上の二重線内の「受付・指定試験場」欄には、記入しないでください。
- 記入欄が足りないときは、適宜の用紙をつけて記入してください。
- 記入事項に不正があると採用を取り消されることがあります。

備考 用紙は、日本工業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別記様式第 2（第 1 4 条関係）

教育訓練修了期限延長申請書			
予備自衛官補の現住所			
予備自衛官補の氏名		印	
下記理由により教育訓練修了期限内に教育訓練を終了することができませんので、教育訓練修了期限の延長を申請します			
記			
1	理由		
2	教育訓練修了見込月日		
	平成	年	月 日
	平成	年	月 日
地方協力本部長 殿			

備考：用紙の大きさは、適宜とする。

別紙様式第 3（第 1 4 条関係）

決 定 書			
氏 名			
平成 年 月 日付申請された。			
を申請のとおり承認する。			
教育訓練修了期限の延長			
は承認しない。			
延長された教育訓練修了期限			
	平成	年	月 日
	平成	年	月 日
地方協力本部長 印			

備考：用紙の大きさは、適宜とする。

別記様式第 4 （第 2 8 条関係）

住 所 変 更 届	
予備自衛官補 氏 名	印
下記のとおり住所を変更したので、別紙証明書を添えて、届け出ます。	
記	
1 現住所	
2 旧住所	
3 変更年月日	
平成 年 月 日	
防衛大臣（気付先 地方協力本部長）殿	

備考：用紙の大きさは、適宜とする。

別記様式第 5 （第 2 8 条関係）

長 期 休 養 （ 心 身 障 害 ） 届	
住 所	
予備自衛官補 氏 名	印
私は、長期休養を要するに至りました（心身障害の状態となりました） ので、別紙医師の証明書を添えて、届け出ます。	
平成 年 月 日	
防衛大臣（気付先 地方協力本部長）殿	

備考：用紙の大きさは、適宜とする。

別記様式第 6（第 2 8 条関係）

招集連絡人指定（変更）届

住 所

予備自衛官補
氏 名印

下記のとおり招集連絡人として指定したので、別紙同意書を添えて、届け出ます。

記

1 住 所
2 氏 名（年齢）
3 本人との関係

平成 年 月 日

防衛大臣（気付先 地方協力本部長）殿

備考：用紙の大きさは、適宜とする。

別記様式第 7（第 2 8 条関係）

招集連絡人指定同意書

住 所

予備自衛官補との関係
氏 名（年齢）印

下記の予備自衛官補の招集連絡人として指定されることに同意します。

記

1 住 所
2 氏 名

平成 年 月 日

防衛大臣（気付先 地方協力本部長）殿

備考：用紙の大きさは、適宜とする。

別記様式第 8 （第 2 8 条関係）

死亡（所在不明）届	
招集連絡人等住所	
予備自衛官補との関係	
氏 名	印
下記の予備自衛官補が死亡した（所在不明となりました）ので、別添医師の証明書（警察署長の証明書）を添えて、届け出ます。	
記	
1	住 所
2	氏 名
3	所在不明を認定するまでの経緯
平成 年 月 日	
防衛大臣（気付先 地方協力本部長）殿	

備考：用紙の大きさは、適宜とする。

別記様式第 9 その 1 （第 2 8 条関係）

欠 格 事 由 該 当 届	
住 所	
氏 名	印
私は下記のとおり欠格となりましたので、届け出ます。	
記	
1	欠格事由
2	欠格事由発生年月日
平成 年 月 日	
防衛大臣（気付先 地方協力本部長）殿	

備考：用紙の大きさは、適宜とする。

別記様式第 9 その 2（第 28 条関係）

欠 格 事 由 該 当 届	
住 所 予備自衛官補との関係 招集連絡人 氏 名(年齢)	印
下記の予備自衛官補は、下記のとおり欠格となりましたので、届け出ます。	
記	
1 予備自衛官補住所 氏名	
2 欠格事由	
3 欠格事由発生年月日	
平成 年 月 日	
防衛大臣（気付先 地方協力本部長）殿	

備考：用紙の大きさは、適宜とする。

別記様式第 10（第 28 条関係）

長 期 旅 行 届	
住 所 氏 名	印
私は、下記のとおり長期旅行しますので、届け出ます。	
記	
1 旅行先	
2 旅行期間	
3 旅行期間中の連絡先	
平成 年 月 日	
地方協力本部長 殿	

備考：用紙の大きさは、適宜とする。

別記様式第 1 1 （第 2 8 条関係）

改		氏		名		届			
住		所							
氏		名				印			
下記のとおり氏名を変更したので、別紙戸籍抄本をそえて、届け出ます。									
記									
1	新氏名								
2	旧氏名								
3	変更年月日								
						平成	年	月	日
地方協力本部長 殿									

備考：用紙の大きさは、適宜とする。